

# 林家のための森林経営計画ガイド

平成26年4月版

森林経営計画は、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、一体的なまとまりのある森林を対象として森林の施業及び保護についてたてる5年間の計画です。

森林経営計画には、

- ① 林班または隣接する複数林班の面積の2分の1以上の面積規模を要件とする「林班計画」
- ② 市町村長が定める一定の区域内で30ha以上の面積規模を要件とする「区域計画」
- ③ 自ら所有している森林の面積が100ha以上であることを要件とする「属人計画」

の3種類があります。このガイドは、主に自ら森林の経営を行う林家の方が森林経営計画をたてるときのポイントを分かりやすくまとめたものです。

**森林経営計画は「健全な山づくり」と「手出しが少ない山の手入れ」の第一歩です。**

「森林経営計画制度」は、一体となった森林で間伐などの施業等を計画するもので、資源として充実してきた森林を効率的に整備し、まとめて木材を供給していくことをねらいとしています。



計画をたてると、間伐等の造林補助金の支援を受けることができ、森林経営計画は「健全な山づくり」、「手出しが少ない山の手入れ」の第一歩です。

平成26年4月からは、制度改正により「区域計画」が追加され、意欲ある様々な林家の皆さんのが、より現場の実態に即した形で計画をたてられるようになりました。

**林家の方が森林経営計画をたてる方法は様々あり、自分で選ぶことができます。**

## パターン1 林家の方が個人で100ha以上の森林を所有している場合(自分で計画をたてる場合)

- ・ 所有森林のすべてを対象にした計画をたてることができます。(属人計画)  
※ 他の森林所有者から委託を受けた森林も計画の対象となります。

## パターン2 100ha未満の森林を所有している場合(自分で計画をたてる場合)

- ・ 「林班等の面積の2分の1以上」、又は「区域内で30ha以上」の面積を所有又は受託している場合は、単独で計画をたてることができます。  
※ 林班内又は区域内の所有・受託森林の全てを計画対象とする必要があります
- ・ 所有森林等が上記に足りない場合は、他の森林所有者や森林経営の受託者(森林組合や林業事業体など)と共同(連名)で、森林を面的にまとめて計画をたてることができます。  
※ 森林経営計画の作成者は、同一林班内の他者から共同による計画作成の申出があった場合は、これに協力する必要があります。

## パターン3 所有森林の経営を他に任せる場合(自分で計画をたてない場合)

- ・ 森林組合や林業事業体などに森林の経営を委託し、森林を面的にまとめて計画をたててもらうことができます。

※ 森林の経営の委託は森林の施業及び保護の委託であり、木材の販売など財産の処分に関わることの委任は必須ではありません。

### 自分で計画をたてる場合

所有森林の面積がひとりで100ha以上ありますか？

はい

属人計画をたてますか？  
(所有森林の全てを計画に含めますか)

はい

属人計画をたてる

- 所有森林全てで単独で計画をたてる

いいえ

いいえ

林班計画・区域計画をたてる

(パターン2)

- 林班等の面積の2分の1以上、又は一定区域内で30ha以上の面積規模の要件を満たし単独で計画をたてる
- 他の森林所有者や、森林組合・林業事業体など森林経営の受託者と共同で計画をたてる

### 自分で計画をたてない場合

(森林組合や林業事業体などに森林の経営を任せる場合)



森林の経営を委託する

(パターン3)

- 委託を受けた者が計画を作成(林班計画・区域計画・属人計画)

## Q1 他者と共同で森林経営計画をたてると自由に森林経営が行えないのでは？

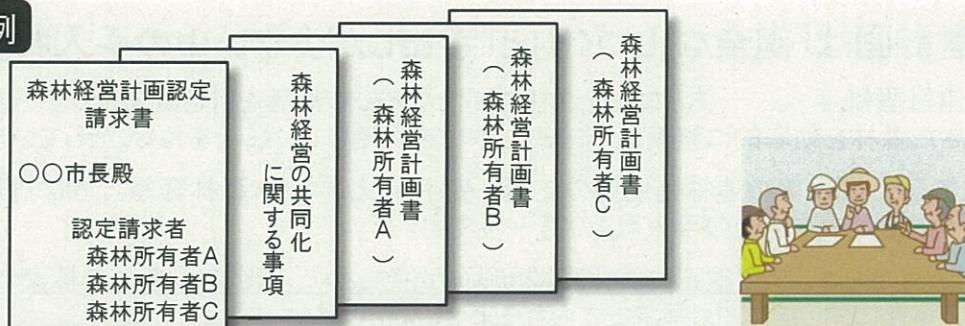
共同で計画をたてる場合、計画書の「森林経営の共同化に関する事項」のみを共同で作成し、それ以外の部分については森林所有者ごとに作成し、それを束ねて申請することができます。

※ 「森林経営の共同化に関する事項」には、共同して行う森林の経営の長期の方針、森林作業道等の施設の設置及び維持管理に関する事項などを記載します。

また、その内容は自らの所有森林については自分が定めるので、適切な施業と認められるものであれば、自由に森林経営を行うことが可能です。

※ ただし、森林経営計画は、面的なまとまりのもと効率的な森林整備を実現することをねらいとしていますので、路網の整備や林内作業などで共同作成者間の協力に努めましょう。

### 共同計画の作成例



## Q2 自分で森林経営計画の書類を作成することが難しいのですが、どうすれば良いでしょうか？

計画の作成事務のみを委託により代行してくれる森林組合や林業事業体などもありますし、計画作成を支援するソフトを作成し、林家の方に配布している都道府県もありますので、下記までお問い合わせ下さい。



## Q3 間伐等の造林補助金をもらうためには、森林組合などの林業事業体と森林経営委託契約を結ばなければいけないのですか？

間伐等の造林補助金は、「森林経営計画の認定を受けた者」が受けることができます。また、森林経営計画をたてる方法は、前ページのとおり林家の方が選べます。

このため、林家の方が森林経営計画の認定を受けていれば、林家の方が直接、補助金を申請し、受領することができます。また、補助金の申請・受領事務を森林組合や林業事業体などに委任することもできます。

### 間伐等の造林補助金(森林環境保全直接支援事業)の支援対象作業

- |                                  |   |  |
|----------------------------------|---|--|
| ① 人工造林、樹下植栽等                     | ⑧ 間伐(60年生以下)  | ⑪ 付帯施設等整備<br>(①～⑨の作業と一体的に実施)               |
| ② 下刈り(10年生以下)                    | ⑨ 更新伐(90年生以下)<br>● 育成複層林の造成及び育成<br>● 広葉樹林化の促進<br>● 天然林の改善 | ● 鳥獣害防止施設等<br>● 林内作業場等<br>● 林床保全<br>● 荒廃竹林 |
| ③ 枝打ち(30年生以下)                    | ⑩ 森林作業道の開設及び改良<br>(①～⑨の作業と一体的に実施)                         |  |
| ④ 雪起こし(25年生以下)                   |   |  |
| ⑤ 倒木起こし(25年生以下)                  |   |  |
| ⑥ 除伐(25年生以下)                     |   |  |
| ⑦ 保育間伐(35年生以下又は<br>平均胸高直径18cm未満) |   |  |

※林齢等は上記と異なる制限がある場合があります。  
※この他、事業規模等の補助要件があります。



### 「森林経営計画制度」に関するお問い合わせ、ご相談は

まずは、都道府県庁又はその出先機関等の林業普及指導員・森林総合監理士(フォレスター)や、市町村の林務担当職員、森林組合などの林業事業体に所属する森林施業プランナーにご相談ください。

